

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

臼杵市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

臼杵市長

公表日

令和3年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 (具体的な事務) ①予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ②予防接種事故の被害救済に係る請求手続き ③予防接種を受けた者からの費用徴収 ④予防接種の記録の作成及び保存 ⑤予防接種対象者及び発行した接種券の登録。・予防 ⑥接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供 ⑦予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付。
③システムの名称	・健康管理システム ・統合宛名システム ・中間サーバー ・ワクチン接種記録システム ・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
・予防接種情報ファイル ・統合宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の項番10、項番93の2、第19条第5号、第19条第15号並びに内閣府・総務省令第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二項番17、18、19、115の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども子育て課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども子育て課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども子育て課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを扱う事務 2 事務の概要	予防接種法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 （具体的な事務） ① 予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ② 予防接種事故の被害救済に係る請求手続き ③ 予防接種を受けた者からの費用徴収 ④ 予防接種の記録の作成及び保存	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 （具体的な事務） ① 予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ② 予防接種事故の被害救済に係る請求手続き ③ 予防接種を受けた者からの費用徴収 ④ 予防接種の記録の作成及び保存	事後	
令和3年2月26日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第10項並びに内閣府・総務省令第10条	番号法第9条第1項、別表第一の項番10、項番93の2並びに内閣府・総務省令第10条	事後	
令和3年2月26日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2 法令上の根拠	（情報提供の根拠） なし （情報照会の根拠） 番号法第19条第7号、別表第二の第17、18、19項	（情報提供の根拠） なし （情報照会の根拠） 番号法第19条第7号、別表第二項番17、18、19、115の2	事後	
令和3年2月26日	II しいい値判断項目 1 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年2月26日	II しいい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和3年2月15日時点	事後	
令和3年2月26日	II しいい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和3年2月15日時点	事後	
令和3年4月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを扱う事務 2 事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 （具体的な事務） ① 予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ② 予防接種事故の被害救済に係る請求手続き ③ 予防接種を受けた者からの費用徴収 ④ 予防接種の記録の作成及び保存	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 （具体的な事務） ① 予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ② 予防接種事故の被害救済に係る請求手続き ③ 予防接種を受けた者からの費用徴収 ④ 予防接種の記録の作成及び保存 ⑤ 予防接種対象者及び発行した接種券の登録・予防 ⑥ 接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供	事後	
令和3年4月26日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の項番10、項番93の2並びに内閣府・総務省令第10条	番号法第9条第1項、別表第一の項番10、項番93の2、第19条第5号、第19条第15号並びに内閣府・総務省令第10条	事後	
令和3年4月26日	II しいい値判断項目 1 対象人数	令和3年2月15日時点	令和3年4月26日時点	事後	
令和3年4月26日	II しいい値判断項目 2 取扱者数	令和3年2月15日時点	令和3年4月26日時点	事後	
令和3年7月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを扱う事務 2 事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 （具体的な事務） ① 予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ② 予防接種事故の被害救済に係る請求手続き ③ 予防接種を受けた者からの費用徴収 ④ 予防接種の記録の作成及び保存 ⑤ 予防接種対象者及び発行した接種券の登録・予防 ⑥ 接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ⑦ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付。	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 （具体的な事務） ① 予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ② 予防接種事故の被害救済に係る請求手続き ③ 予防接種を受けた者からの費用徴収 ④ 予防接種の記録の作成及び保存 ⑤ 予防接種対象者及び発行した接種券の登録・予防 ⑥ 接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ⑦ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付。	事後	
令和3年7月26日	II しいい値判断項目 1 対象人数	令和3年4月26日時点	令和3年7月26日時点	事後	
令和3年7月26日	II しいい値判断項目 2 取扱者数	令和3年4月26日時点	令和3年7月26日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 3 システムの名称	・健康管理システム ・統合宛名システム ・中間サーバー ・ワクチン接種記録システム	・健康管理システム ・統合宛名システム ・中間サーバー ・ワクチン接種記録システム ・サービス検索・電子申請機能	事前	
令和3年9月1日	II しいい値判断項目 1 対象人数	令和3年7月26日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しいい値判断項目 2 取扱者数	令和3年7月26日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3 個人情報利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の項番10、項番93の2、第19条第5号、第19条第15号並びに内閣府・総務省令第10条	番号法第9条第1項、別表第一の項番10、項番93の2、第19条第6号、第19条第16号並びに内閣府・総務省令第10条	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2 法令上の根拠	（情報提供の根拠） なし （情報照会の根拠） 番号法第19条第7号、別表第二項番17、18、19、115の2	（情報提供の根拠） なし （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号、別表第二項番17、18、19、115の2	事後	